

# 2018 岩岳 MTB パーク規定

## 岩岳 MTB パークにおける行動規範

MTB はその他全てのスポーツと同様、必然的にリスクを伴うスポーツである。

岩岳 MTB パークルールは、責任感のある注意深いライダーの理想的な行動規範として考えなければならない。これらのルールの目的は、MTB パーク内の事故の発生を防止することである。

岩岳 MTB パークルールは全てのライダーに適用される。ライダーには、これらのルールを熟知し、尊重する義務がある。

### 規則 1: 他者の尊重

ライダーは、他者を危険にさらしたり、損害を与えたりすることのないよう行動しなければならない。また、MTB パーク管理スタッフの指示、掲示看板などを尊重し、ライダーは自身と他者を危険にさらすことのない行動をしなければならない

ライダーは自身の行動だけでなく、自分が使用する欠陥のある用品についても責任を持つ。これは新たに開発された用品を使用するライダーにも適用される。

### 規則 2: ヘルメット着用義務と防護用具着用義務

MTB パークを利用するすべてのライダーは、コースを安全に利用するために走行時にはヘルメットを着用しなければならない。また、ヘルメット以外の防護用具の着用も安全のため着用することを推奨する。

### 規則 3: 飲酒走行

MTB パークを利用するすべてのライダーは、コースを安全に利用するために飲酒後の走行を禁止する。

### 規則 4: スピードとバイクのコントロール

ライダーはコントロールして走行しなければならない。斜面、土質、天候の状況や自らの技術はもちろん、混み具合にも合わせたスピードと走り方で、走行しなければならない。

ライダーは自分の意思で、止まったり曲がったりできなければならない。また自らの視界が及ぶ範囲内で動かなければならない。

混み合っている場所や視界の悪い場所では、ライダーはゆっくりと走行しなければならない。特に先が見えない斜面の切り替わり、ブラインドコーナー、場内の他の来場者との共有エリアでは極端にスピードを落とすか、バイクを押して歩かなければならない。

#### **規則 5: コースの選択**

コースの難易度は、色分けして表示されていて、ライダーは自由にコースを選択することができる。

自身のレベルにあったコースを選択し、他のライダーの走行を危険にさらすことのないように走行しなければならない。

#### **規則 6: 追い越し**

追い越される側のライダーが意識的にも、無意識にも動けるスペースを残しておけるならば、ライダーは他のライダーを追い越すことができる。追い越しの際はその旨を追い越す相手へ伝えなければならない。

追い越しをするライダーには、追い越される側のライダーに不都合を与えないように追い越し動作を終える全責任がある。追い越し動作が完了するまで、追い越しをするライダーにこの責任がある。このルールは、静止しているライダーを追い越す場合にも適用される。

#### **規則 7: 合流と走行再開**

指定コースに合流するライダーや、停止した後に再度走り始めるライダーは、自分自身も他のライダーも危険にさらすことなく合流できるように、安全を確認しなければならない。

ライダーが適切に無事に走行を再開したときは、そのライダーがどんなにゆっくり走っていたとしても、後方から走って来る速いライダーに対して規則 3 が適用される。

#### **規則 8: コース上での停止**

やむを得ない場合を除き、ライダーはコース上の狭い場所や視界の悪い場所での停止を避けなければならない。そのような場所で転倒したときは、できるだけ早くそこを立ち退き、コースを空けなければならない。

休憩ポイント以外で休憩をする場合、他のライダーを危険にさらさないように、コースの外側でしなければならない。また、狭い場所、休憩にふさわしくない危険な場所や、見通しの悪い場所で休憩してはならない。

#### **規則 9: 徒歩での登り降り**

バイクを押した状態や徒歩で降りるライダーは、後方を十分に注意し、安全に配慮し、見通しの悪い場所ではなるべくコース外側を歩かななければならない。

全体の流れに逆らった動きは、他のライダーにとって思いがけない障害となり、それがライダーにとって危険となることもあるので、細心の注意を払う必要がある。

#### **規則 10: 標識やマーキング、コーステープの順守**

ライダーは標識やマーキング、テープを守らなければならない。

コースは方向を示す標識、テープ、危険箇所や閉鎖箇所は警告サインでマークされており、コースの閉鎖や危険を示すサインは厳守しなければならない。標識やテープを無視しての進入、ショートカットなどは、自身を危険にさらし、他のライダーをも危険にさらすことになる。また、コースを侵食することにも繋がるので行わない。

#### **規則 11: 援助**

事故が起きた場合、全てのライダーはそれを援助しなければならない。

#### **規則 12: 身元の確認**

全ライダー及び目撃者は、事故の責任の有無を問わず、氏名と連絡先を交換しなければならない。